

先渡給付申請について

福岡県議会議員 原中まさし
福岡県議会「空港・交通インフラ調査特別委員会」委員長

【第14期先渡給付】

先渡給付要件
※(1)～(3)の全てを
満たす方が対象
です。

- (1)1月24日～2月20日の全ての期間、県の全ての要請に協力いただくこと。
 - (2)2021年1月16日以降実施分の協力金(第1期以降)について受給実績があること。
 - (3)要請期間後の申請を売上高方式で申請する事業者であること(大企業は「売上高方式」を選択できないため、先渡給付の対象外)
- ※給付要件を満たしたこと(全期間、県の全ての要請にご協力いただいたこと等)を確認するため、**要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。**
- ※後日、給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、先渡給付額は返還していただきます。

先渡給付額

感染防止認証店	要請内容① に応じた場合	47万5千円 (2万5千円/日×19日分)
	要請内容② に応じた場合	57万円 (3万円/日×19日分)
感染防止認証店以外		57万円 (3万円/日×19日分)

※要請期間中に認証を取得した場合は、先渡給付申請時点で応じている要請内容に対応した先渡給付額を給付します。

(例 1)1月27日に認証を取得し、要請内容①に応じ、1月28日に先渡給付申請→先渡給付額 47.5万円

(例 2)1月25日に先渡給付申請を行い、1月27日に認証を取得し、要請内容①に応じた→先渡給付額57万円

※売上高に応じて算出した総給付額と先渡給付額との差額については、本申請の審査後、追加給付します。

申請書類

先渡給付申請書(※添付資料は不要)

申請方法

電子申請、郵送申請

先渡給付 申請受付期間

2022年1月24日(月)～2月11日(金)

協力金に関するお問い合わせ先

※申請方法等についてはホームページを御覧いただくか、コールセンターにお問い合わせください。

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時～17時)

福岡県議会議員 原中まさし 事務所
〒810-0044 福岡市中央区六本松3-11-33-102
電話:092-406-9390 Mail:info@haranaka.jp

福岡県感染拡大防止協力金



【福岡県感染拡大防止協力金を受け取られた皆様へ】

福岡県感染拡大防止協力金は課税対象になります。その他の収入と合わせて申告が必要です。詳細については、所轄の税務署までお問い合わせください。

【福岡県感染防止認証マークについて】

県が定める感染防止対策の基準をすべて満たしている飲食店であることを示す「感染防止認証マーク」を取得し、安心して利用できる飲食店であることを利用者へお知らせしましょう。

<感染防止認証制度コールセンター> TEL:0120-236-630 (10:00～17:00 平日)

